

③ 「日整に対する法的対応の真相について」

②で述べたとおりであり、当時の日整会長は、東京都の前会長であったため不当な受理と思われた。他県の方々からも、多く何故現執行部じゃないのかと問われた。

④ 「浜口理事辞任の真相について」

同理事は、不正会計が行われていた期間財務担当理事であり、令和5年の総会で会員より信任を受けた理事です。不正会計が明らかにされていく過程で、なぜこの様なことが起こったのか、会員への説明義務があって然るべきです。そのために受理しなかったのです。警察の捜査が進む中でも、証言を避けている状態です。

⑤ 「労災審査委員辞任要求、及び予備審査廃止の真相について」

労災審査員は、「労働局」との個人委嘱となっておりますが、「公益社団法人東京都柔道整復師会」からの推薦者が委嘱されていることが規定されております。総会後に辞任要求したことについては、当時新執行部就任後が審査員の更新時期であったため、新会長からの推薦者が委嘱を受けるべきであろうことから、前会長からの推薦を受けた会員へ辞任要求を行った経緯がございます。

会の為、会員の為に、執行部への、特に保険部への速やかな情報収集は必然です。現職の理事者が一人も存在しない審査会であっては、会員への情報が遅延するばかりでございます。実際に担当している方々からの指導は、全くと言っていいほどございません。

⑥ 「会費ステルス値上げ」

前年度の予算の中で、令和5年の1月から6~7階のフロアが空くのが分かっているながら、5年度予算の賃貸収入を4月から全て入居状態の賃料が計上されておりました。総会時に、そこに触れなかった我々当時の会員が悪い部分がございますが、現執行部になり、そのような部分が明らかになりました。また新たな入居者がいなかったこともあり、経費削減するために、事業を中止したり、諸謝金を削る努力はしたものの大きな赤字決算となる事が判明しました。現執行部になる以前の70周年事業の支出や、その前の会場キャンセル料等も発生しており、調整には難航いたしました。その結果、定率会費の見直しを理事会や執行部会で検討したことは確かです。その中で、業者にお願いして、4段階以上の様々な率で計算できるようにして、シミレーションしたことも確かです。その設定のまま、4月の会費に反映されてしまったのは、執行部の指示ミスであったのかもしれませんが、会費について会長が断言したのは、「会費を上げるのは、早急な入居者募集、経費削減・見直し等様々なことをやって、それでもどうしてもなくなったら、会員へ相談して見直そう。」としたものです。現時点上げておりません。